

**「ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備について」に寄せられた
パブリック・コメントの結果について**

当取引所では、ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備について、その要綱を2022年7月26日に公表し、同年8月25日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 「ベンチャーファンド市場の商品特性を踏まえ、販売者が、適切な勧誘開始基準の設定等を含め適合性の原則に則した販売・勧誘を行い、投資者が適切な投資判断を行えることが重要と考えます。関係者において、顧客の最善の利益に適った金融商品組成や商品提案、情報提供等の取組みが行われることを期待します。」とありますが、ここで挙げられている「勧誘開始基準」は、例示を伴う形で投資者保護の重要性をメッセージとして示されたものであり、適合性の原則に則した販売・勧誘をどのような形で担保していくのかは、パブリック・コメントの結果等も勘案し、今後具体的な対応を検討していくという趣旨であると考えてよいでしょうか。なお、当協会においても、ベンチャーファンドについて適合性の原則に則した販売・勧誘が行われるよう、貴取引所とも連携し検討を行っていく所存です。 	<ul style="list-style-type: none"> 要綱のⅡ. 5. その他の備考欄の2点目の記述(※)は、ベンチャーファンド市場の健全な発展のためには、取引所における制度整備に加えて、販売者・関係者における適切な対応が期待されることをメッセージとしてお示しする趣旨のものです。 また、具体策については、「適切な勧誘開始基準の設定」を含め様々な方法があり得ると思われるため、販売者・関係者における、実務面を考慮した実効的な対応の検討を期待する次第です。 なお、当取引所においても、市場運営者として、引き続き、投資者にとってより魅力的な市場の構築に向けて、ベンチャーファンド市場の健全な発展に努める所存です。 ※ 「ベンチャーファンド市場の商品特性を踏まえ、販売者が、適切な勧誘開始基準の設定等を含め適合性の原則に則した販売・勧誘を行い、投資者が適切な投資判断を行えることが重要と考えます。関係者において、顧客の最善の利益に適った金融商品組成や商品提案、情報提供等の取組みが行われることを期待します。」

提出者： 1＝日本証券業協会